

新潟市立両川中学校いじめ防止基本方針

新潟市立両川中学校
令和8年7月改定

I いじめの定義（法第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」と要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

【「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）より抜粋】

II 基本理念（法第三条）

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることを鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

III いじめの防止等に向けた学校の責務

- (1) 分かる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- (2) 教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、児童生徒と共に解決を図る。
- (3) いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所などの関係機関との連携を積極的に図る。

IV 学校におけるいじめ防止等に関する措置

- (1) 教職員の姿勢
 - ①すべての生徒を加害者にも被害者にもさせないという強い決意のもと、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という認識に立ち、全ての教職員が高い人権意識をもって、いじめ防止に徹底して取り組む。
 - ②教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた生徒に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
 - ③アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめ情報を教職員に報告することは、多大な勇気を要するものであることを理解し、教職員は、生徒からの

相談に対しては、迅速に対応することを徹底する。

(2) いじめの未然防止

- ① 多面的な生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通して、全ての生徒に「自己存在感の実感を促進」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安心安全な居場所づくり」の4つの視点から自立を促す生徒指導を推進し、生徒一人一人の自己指導能力の育成に努める
- ② 分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切にする教育活動により、学級・学年・学校風土を作り、保護者・地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- ③ 「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」による学級活動と道徳の授業を計画的に実施し、生徒がいじめをしない・させない・無視しない力を育成する。
- ④ いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを生徒に確実に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める
- ⑤ いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で生徒に接し、生徒の人権感覚を育成する。
- ⑥ 発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深め、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有に努める。
- ⑦ 外国にルーツをもつ生徒や性的マイノリティの生徒、また経済的理由や家庭状況に配慮が必要な生徒については、そのことによるいじめが行われないよう、正しい理解の促進や注意深い見守り、保護者との連携、周囲の生徒に対する指導等を組織的に行う。

(3) いじめの早期発見

- ① いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。
- ② 授業中や休み時間、放課後活動などの生徒との関わりの中で、人間関係や気持ちの変化をきめ細やかに観察するとともに、Daily Life の記述などから心の状態を見取る。
- ③ 毎月末に、『仲間とのかかわり』についてのアンケートを実施し、いじめの早期発見に努める。このアンケートは、原則として調査実施日に記入内容を確認する。また、生徒が記入した用紙そのものを複数の教職員が確認することで、状況を適切に把握する。調査用紙（原本）は生徒が卒業するまで保管する。なお、調査結果をまとめた資料を別に作成し、生徒の卒業後5年間保存する。
- ④ 定期教育相談やチャンス相談などを随時実施し、いじめの早期発見の機会とする。
- ⑤ 特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断することや教職員一人だけで対応することがないように、複数での判断、組織での対応を徹底する。
- ⑥ SNS等、インターネットを通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また、地域から情報を得られる体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

(4) いじめへの対処

- ① いじめを認知した教職員から、学年主任や生徒指導主事を経て、管理職に確実に報告が上がる校内体制を整える。認知後は速やかに、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた方針と手順を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報収集、整理し、事案の全体像を把握する。いじめが疑われる事案についても、いじめが起こったものとして対応し、特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断しない。いじめの認知は事実を丁寧に把握した後、複数の教職員で組織的に行う。
- ② いじめを受けた生徒といじめを行った生徒に対して丁寧な聞き取りを行い、事実を明確に

する。また、必要に応じて周囲への生徒にも聞き取りを行う。

- ③ いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に対して、いじめの経過や事実、今後の方針を丁寧に説明する。
- ④ いじめを行った生徒に対しては、解決を急ぐあまり生徒の十分な反省を引き出せないまま安易な謝罪で終わらせることなく、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為の問題点についての内省を促す。また、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させるとともに、本人の不安定要素への対処を行い、必要に応じて、ＳＣとつなげたり、関係機関と連携したりして家庭環境への支援を継続する。
- ⑤ いじめの対処に当たっては、収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、また、生徒への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。
- ⑥ いじめへの対処の結果、いじめが「解消」したかどうかについては慎重に判断する。再発について心配がないとする期間は、３ヶ月を目安とする。

（５）自殺につながる可能性がある場合の対応

- ① 生徒が自殺をほのめかすなど自殺につながる可能性がある場合、「ＴＡＬＫ」の原則（Tell：心配していることを伝える、Ask：自殺願望について尋ねる、Listen：気持ちを傾聴する、Keep safe：安全の確保）に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の３つの柱で、関係機関や医療機関、家庭とも連携し、チーム対応による長期のケアを行う。
- ② 自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを、生徒の発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会に一報を入れるとともに、関係機関を交えたケース会議を開催するなど、組織で迅速・適切に対応する。
- ③ いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する生徒への対応を丁寧に継続する。

V いじめ防止等の組織

（１）校内いじめ対応ミーティング

① 構成メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、該当の学年主任、事案に関係する教職員

② 開催・・・随時（校長又は教頭、生徒指導主事が判断した場合）

③ 役割

ア いじめの状況を組織として共有する

イ いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う

ウ いじめ対処のための方針や方法を協議する

エ 生徒への指導を行う

オ 事案に関する記録を残す

なお、「校内いじめ対応ミーティング」の内容は、全教職員で共有し、学校全体でいじめ問題に取り組む体制をつくる。

（２）校内いじめ対策委員会（生徒指導部会）

① 構成メンバー

校長、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

② 開催・・・週１回

③ 役割

ア 生徒のいじめや問題行動などの様々な情報の収集と記録を行うとともに、問題行動などの未然防止策の検討を行う。

イ いじめ問題行動などが行った場合は、その問題解決に向けた方策の検討を行う。

（３）両川地区いじめ防止連絡協議会

① 構成メンバー

両川地区コミュニティ協議会会長、両川地区青少年育成協議会会長、両川地区民生委員・児童委員、小中PTA会長、小中学校長、小中教頭、生活指導主任、生徒指導主事、SC

② 開催・・・年1回

③ 役割

地域全体で子どもを見守り、いじめ防止などに努めるため、小中学校における児童生徒のいじめなどに関する実態やいじめ防止などに係わる取組について情報交換を行い、対策などの共有を図る。

VI 重大事態への対処

1 重大事態の定義（法第28条第1項）

- | |
|--|
| <p>一 いじめにより当該学級に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学級に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> |
|--|

例として、次のようなケースが想定される。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日に達する欠席が続くと考えられる場合
- 児童生徒や保護者からいじめられていて「重大事態」に至ったという申し立てがあった場合

2 重大事態の対応

- (1) 重大事態が発生した場合、速やかに新潟市教育委員会を通して市長に報告する。
- (2) 教育委員会の指示により、学校が主体となって調査する場合、学校に設置する「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、弁護士や心理・福祉などの適切な専門家を加え、調査を行う。
- (3) 事実関係を明らかにする調査の実施については、「事実を明確にする」ことを目的に、誰が、いつ、どのように関わったか、学校及び教職員がどのように対応したかなど、可能な限り多方面から情報収集し、整理することでいじめの全体像を把握する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに必要に応じて経過報告する。
- (5) いじめを受けた生徒に対し、心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組み、その後、安心して学校生活を送ることができるよう支援する。また、保護者に対しては、学校の管理下で重大事態が発生したことについて誠実なお詫びをするとともに、いじめの解決に向けて話し合いを重ねる。
- (6) いじめを行った生徒に対しては、その行為が許されないものであることを認識させ、深い反省と再発防止を自ら誓うことができるように指導する。また、保護者に対しては、その行為の重大性を認識させるとともに、解決に向けて保護者の協力を求める。